

令和7年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置

第221回国会（特別会）提出

この文書は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項の規定に基づく、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書である。

令和7年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置

目次

第1章 本報告書の位置付け.....	1
第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置.....	6
「提言2：政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組.....	6
「提言3：被災住民に対する政府の対応」を受けた取組.....	17
「提言4：電気事業者の監視」を受けた取組.....	31
「提言5：新しい規制組織の要件」を受けた取組.....	46
「提言6：原子力法規制の見直し」を受けた取組.....	60

第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成23年法律第112号）に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成23年12月8日に発足し、平成24年7月5日に国会の両院議長に報告書（以下「国会事故調報告書」という。）を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている（表1）。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法（昭和22年法律第79号）附則第11項において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨が規定されており（表2）、昨年度は令和7年6月17日に「令和6年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、第217回国会に提出した。

本報告書は、引き続き、国会法の規定に基づき、令和7年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。構成については、政府に対する各提言を受けて令和6年度までに講じてきた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、令和7年度に講じた主な措置を取りまとめたものとなっている。

なお、各提言を受けて政府として講じた措置や関連施策について、より詳しく報告している白書等を「関連白書等」として提言ごとに付記している。

表 1 国会事故調提言

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

- 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。
- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に 1 次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

- 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

- 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。
- 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
- 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表2 国会法（抄）

国会法（昭和22年法律第79号）

附則第11項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

○「関連白書等」に係る凡例

- ・ 防災白書 … 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和8年度の防災に関する計画」
- ・ 原子力規制委員会年次報告 … 令和7年度原子力規制委員会年次報告
- ・ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 … 東日本大震災からの復興の状況に関する報告
- ・ 環境白書 … 「令和7年度環境の状況」及び「令和8年度環境の保全に関する施策」
「令和7年度循環型社会の形成の状況」及び「令和8年度循環型社会の形成に関する施策」
「令和7年度生物の多様性の状況」及び「令和8年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

【基本的な対応】

- 平成24年6月の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の改正により、同年9月に原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、原子力災害対策副本部長に内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとするとともに、②本部員に全ての国務大臣及び内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとした。
- 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）により平成24年6月に改正された原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣を同年9月よりそれぞれ充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成24年10月原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生時においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、総理大臣官邸（以下「官邸」という。）を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害

対策の円滑な実施を確保し、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定した。対策の拡充等に応じて、順次改正を行っている。

- 平成 26 年 10 月に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。
- 政府の危機管理体制の見直しを行うため、平成 27 年 3 月に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」を踏まえ、同年 7 月の中央防災会議において防災基本計画を修正し、複合災害対策の強化として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。
- 原子力災害対応体制の充実を図ることに加えて、防災全般についても、防災の専門人材の確保・育成等の更なる充実に取り組んでいる。
- こうした取組を踏まえた原子力災害の対応体制を検証するため、自然災害との複合災害を想定しつつ、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施している。
- 原子力災害時における医療体制の整備については、基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター等の指定を受けた国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学及び国立大学法人長崎大学と緊密に連携を図るとともに、上記 6 施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び医療従事者の教育・研修のための環境の整備等を行っている。
- 国際原子力機関（IAEA:International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、加盟国の要請に基づき、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化・向上を目的として、IAEA が招^{へい}聘した各国規制機関の専門家等が、IAEA の安全基準に基づき評価を行う総合規制評価サービス（IRRS:Integrated Regulatory Review Service。以下「IRRS」という。）を提供している。その指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、令和 2 年 3 月 30 日に、放射性物質の陸上輸

送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。

【令和7年度に講じた主な措置】

(原子力防災に関する訓練・研修)

原子力防災に係る訓練については、職員の異動時期を考慮しつつ、年間を通じた段階的な訓練を実施し、職員の危機管理対応能力の向上を図った。また、国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認等を目的として、令和7年11月28日から30日にかけて、愛媛県伊方地域を対象とし、原子力総合防災訓練を実施した。各地域で取り組む原子力防災訓練においても、住民避難や避難所運営訓練等を実施した。

原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施している。令和7年度においては、情報通信技術を用いた遠隔開催や、実機を使用した測定機器展開等の集合研修を計画どおり実施し、習熟を図った。

また、万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めるとともに、他の拠点とも連携した初動対応時からの訓練を実施した。

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

政府は、人命・人権最優先の「防災立国」の実現に向け、徹底的な事前防災の推進、発災時から復旧・復興まで一貫した災害対応の司令塔となる組織としての「防災庁」設置に向け、防災庁設置法案を国会に提出した。「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和7年12月26日閣議決定）においては、防災庁の担う事務として、自然災害と原子力災害が重なった場合の避難誘導や被災者支援等を念頭に、平時から自然災害に関する事前防災・災害対応のノウハウ等を内閣府政策統括官（原子力防災担当）と積極的に共有し、訓練等を通じて、対応に万全を期することとしている。

放射性物質の工場又は事業所の外における運搬時において事故等が発生した場合の初動対応について、令和8年3月17日に原子力規制庁関係課室が参加する机上訓練を実施した。

原子力災害時における医療体制の整備については、基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、福井大学、広島大学及び長崎大学の6施設による体制を確立している。令和7年度には福井大学において被ばく医療に係る研修施設が完成するなど、上記6施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び医療従事者の教育・研修のための環境の整備を図った。

大規模自然災害等が発生した際には、以下の対応を行った。

①九州電力玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案への対応

令和7年7月26日21時49分に、原子力規制委員会は、九州電力から、玄海原子力発電所周辺上空において、3つの光を確認したことにより、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報(情報収集事態相当)として通報を受けたことから、原子力規制委員会は、同日21時57分に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室(以下「合同情報連絡室」という。)を設置した。その後、直ちに、事業者から情報を収集し、設備に影響を及ぼす異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った後、同月27日0時30分に情報収集事態を解消して、合同情報連絡室を廃止した。

②青森県東方沖を震源とする地震への対応

同年12月8日23時15分に発生した青森県東方沖を震源とする地震により、原子力施設所在市町村である青森県むつ市及び東通村で震度5強、六ヶ所村で震度5弱が観測された。原子力規制委員会は、同日23時22分に情報収集事態に該当すると判断して合同情報連絡室を設置して、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った後、同月9日9時26分に情報収集事態を解消して、合同情報連絡室を廃止した。

③島根県東部を震源とする地震への対応

令和8年1月6日10時18分に発生した島根県東部を震源とする地震により、原子力施設所在市町村である島根県松江市で震度5強が観測された。

原子力規制委員会は、同日 10 時 25 分に情報収集事態に該当すると判断して合同情報連絡室を設置して、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った後、同日 10 時 56 分に情報収集事態を解消して、合同情報連絡室を廃止した。

④トカラ列島近海で発生した地震への対応

令和 7 年 7 月 3 日のトカラ列島近海で発生した最大震度 6 弱の地震を受けて、原子力規制委員会は、情報収集連絡体制を強化して、事業者から原子力施設に異常がないことを迅速に確認し、関係省庁等に対して情報共有を行うとともに原子力規制委員会ホームページ及びメールで対外的な情報発信を行った。

⑤北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応

上記②の青森県東方沖を震源とする地震の発生により、同年 12 月 9 日に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことを受け、上記②の対応の際に設置した合同情報連絡室から、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された市町村に所在する原子力施設に係る事業者等に対し、当該情報を踏まえた防災体制の確認等の注意喚起を行うとともに、同市町村に所在する原子力規制事務所に対しても注意喚起等を行った。

(原子力災害対策指針等)

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。

令和 6 年 1 月に女川地域で開催した地元自治体との意見交換を踏まえ、原子力災害対策指針が定める防護措置の 1 つである屋内退避について、屋内退避の運用に関する検討チームを設置し、その効果的な運用方法について検討を行った。

令和 7 年度第 1 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 2 日）において、検討チームが取りまとめた、屋内退避の解除要件、継続を判断するタイミングの目安、屋内退避中の一時外出の考え方などを示した報告書を了承するとともに、令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 10 日）では、原子力災害対策指針

の改正を決定し、報告書の内容を指針に反映した。

また、令和7年度第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日）では、指針で新たに示された屋内退避の運用方法の具体的な考え方をまとめた、「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」を了承した。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言2 2) 放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

【基本的な対応】

- 平成25年9月の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13地域(泊、東通、女川、福島、東海第二、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海及び川内)それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ、「共通課題についての対応方針」として平成25年10月に関係道府県に提示した。そして、平成27年3月、支援体制を強化するとともに、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援している(令和8年3月末時点において、原子力災害対策指針等を踏まえた地域防災計画は、対象となる21道府県及び135市町村全てにおいて策定済みである。避難計画については、135市町村のうち130市町村において策定済みである。)
- 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、同協議会において各地域の「緊急時対応」として取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認し、原子力防災会議に報告し了承を得ることとしている。これまで、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域、美浜地域、島根地域及び柏崎刈羽地域の10地域について取りまとめた。
- また、同協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、②防災訓練の実施、③訓練結果からの教訓事項の抽出、④更なる計画等の改善を柱とするPDCAサイクルを導入した。さらに、政府としてこれらの仕組みを明確にするため、平成27年3月に防災基本計画を修正し、明記した。一旦策定した避難計画についても、地方公共団体への支援を継続して行い、避難訓練の結果等も踏まえ、継続して避難計画を改善・強化している(各地域の「緊急時対応」を随時見直し、これまで、川

内地域を3回、伊方地域を3回、高浜地域を2回、泊地域を3回、玄海地域を2回、大飯地域を1回、女川地域を2回改定した。)

- ▶ 原子力災害対策指針では、住民の健康・安全の確保、対策の意思決定の明確化等の観点から、防護措置の基本的枠組みとして、原子力災害対策重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone。原子力施設からおおむね5kmを目安。）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone。原子力施設からおおむね30kmを目安。）、原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level。）や運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level。空間放射線量率等により評価。）の設定をした。
- ▶ これらの区域ごとに、国と地方公共団体が行うべき情報提供、モニタリング、防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、オフサイトの対応措置を強化し、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」、「緊急時モニタリングセンター設置要領」、「緊急時モニタリングに係る動員計画」等を策定している。
- ▶ 原子力規制委員会は、緊急時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため上席放射線防災専門官の現地原子力規制事務所への配置を図るとともに、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」にて緊急時における国民への情報伝達の円滑化のために、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、令和6年能登半島地震や最新の技術動向を踏まえ、放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリングの実現に向けた取組を進めている。また、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する取組を進めている。
- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は、令和2年6月に「新型

コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表、同年11月には「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、原子力災害時においては、例えば屋内退避中であっても放射性物質の放出に注意しながら換気を行うなど、各地域の「緊急時対応」等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととした。

【令和7年度に講じた主な措置】

（地域防災計画・避難計画の策定支援等）

令和7年度は、柏崎刈羽地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した「柏崎刈羽地域の緊急時対応」について、令和7年6月27日に開催した原子力防災会議において、了承した。また、原子力防災に関係するインフラの充実化が図られたことや北海道や関係町村の地域防災計画の改定がなされる等、原子力防災体制の充実化が図られたことを踏まえ、令和7年7月14日の泊地域原子力防災協議会（第4回）において「泊地域の緊急時対応」を改定した。さらに、令和7年2月に実施した国の原子力総合防災訓練の教訓等を踏まえ、「川内地域の緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和8年3月19日の川内地域原子力防災協議会（第3回）において「川内地域の緊急時対応」を改定した。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「道路整備による避難経路の確保や複合災害時の対応等を含む原子力防災体制の充実に取り組む。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。

例えば、内閣府では、令和7年度補正予算における事業として、放射線防護対策等事業を行った。また、令和8年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器及び防護服等の資機材の整備並びに原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

（放射線モニタリング情報共有・公表システムの更新）

放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、令和7年度末で運用開

始から5年が経過することを踏まえ、令和8年3月に新システムへの更改を行い、使いやすさの改善と機能拡充を図った。更改に当たっては、従来関係道府県が個別に整備していた、環境放射線モニタリング結果のデータ収集・解析のためのサーバを含めて、クラウド環境上に一体的に整備するとの方針の下、関係道府県のサーバを順次統合する予定である。令和7年度は2県（佐賀県・山口県）のサーバを統合し、今後毎年度3～4県程度の統合を予定している。

（先進的モニタリングシステム構想の推進）

より迅速な対応を実現するため、これまで測定完了後に行っていた有人機を用いた航空機モニタリングの測定データ解析を、測定と並行して行うための改修を実施した。また、通常は目視できない放射性物質を可視化する測定技術の検証や新たな通信規格を用いたモニタリングポストの試験運用を実施し、放射線モニタリングの分野への新規技術実装の取組を進めた。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。

【基本的な対応】

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）の平成24年6月の改正により、事故時における発電所内での対応を含め、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等が明確化されたとともに、原災法において、原子力事業者が災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることが明確化された。
- また、原災法の平成24年6月の改正により、技術的及び専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達等については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担う仕組みが明確化された。
- くわえて、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）により改正された原子力基本法では、原子力事業者の責務として、原子力事故の発生を防止すること、特定の核燃料物質の防護の為に必要な措置を講じること、また、これらの内容を不断に見直し、原子力施設の安全性の向上を図るための体制を充実強化すること等が、明確化された。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

提言 3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

【基本的な対応】

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基金を活用した県民健康調査として、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査(令和 7 年 3 月 31 日時点で、99.8%が 5 mSv 未満。)や事故時におおむね 18 歳以下であった全県民(平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた子どもを含む約 38 万人。)を対象とした「甲状腺検査」(令和 7 年度から 7 巡目の検査を実施中。)等を実施している。
- 福島県外に避難した県民等も「甲状腺検査」を受診できるよう、平成 24 年 11 月に福島県立医科大学が県外の医療機関と協定を結び、「甲状腺検査」を県外でも実施している。県外において実施している医療機関の数は、一次検査については 143 機関(令和 8 年 2 月 1 日時点)、二次検査については 35 機関となっている(令和 8 年 2 月 5 日時点)。
- 甲状腺しこり等(結節性病変)が認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援として、甲状腺に係る診療情報を提供いただいた方を対象に、平成 27 年 7 月から福島県が「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を実施している。
- 福島県においては、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査を実施し、測定結果をウェブサイト公表している。このほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施しており、国はこれら

の事業を支援するために、福島県に対して交付金を拠出している。

- ▶ 関係省庁間の強力な連携の下、原子力被災者を始めとする放射線による健康影響への不安を有する者に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進しており、これを通して住民個々人が自ら判断できる材料となる情報の開示・公表を進めている。
- ▶ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理の在り方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた「当面の施策の方向性」を平成 27 年 2 月に公表し、住民の放射線に係る健康管理や健康不安への対応について、疾病罹患動向の把握、地域のニーズに合ったリスクコミュニケーション事業の継続・充実等の施策に取り組んでいる。
- ▶ 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR:United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation。以下「UNSCEAR」という。）が平成 26 年 4 月に公表した「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」（以下「UNSCEAR2013 年報告書」という。）、令和 3 年 3 月 9 日に同じく UNSCEAR が取りまとめた「福島第一原子力発電所における事故による放射線被ばくのレベルと影響：UNSCEAR2013 年報告書刊行後に発表された情報の影響」（以下「UNSCEAR2020 年/2021 年報告書」という。）等を活用しつつ、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」や「放射線リスクに関する基礎的情報」等の資料を作成するなど、放射線による健康影響に係る情報発信及び知識の普及に努めている。
- ▶ なお、UNSCEAR2013 年報告書では、「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されている。また、UNSCEAR2020 年/2021 年報告書では、被ばく線量の推計、健康リスクの評価を行い、放射線被ばくによる住民への健康影響が観察される可能性は低い旨が記載されている。「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定）を踏まえ、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）等に基づき、福島再生加速化交付金において、自治体による相談員の育成及び配置や個人線量管理・線量低減活動支援のための予算を措置している。また、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターをいわき市に設置

し、相談窓口の設置及び相談対応、自治体職員や相談員等の研修、住民セミナー・車座意見交換会・専門家派遣を行っている。

- ▶ 関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、被災地の住民の放射線による健康影響等への不安に対するリスクコミュニケーションも含め、各府省庁が実施した施策の取組状況や今後の方針について意見交換等を行い、令和7年10月に策定した「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と情報発信等に係る施策パッケージ（追補版）」等に基づき、施策を進めている。
- ▶ 令和3年7月に「ぐるぐるプロジェクト」を立ち上げ、放射線の健康影響に関する誤解から生じる風評・偏見・差別を無くしていくための取組を行っている。具体的には、セミナーの開催やセミナーで学んだことを発信するための作品公募など、放射線の健康影響等に関する情報のアップデートを図るための学びの場を創出・発信している。また、福島在住の若者たちで構成の「ふくしまメッセンジャーズ」を結成し、全国各地で地域の方々と直接コミュニケーションを行いながら、福島の魅力や実情を伝える活動を行っている。くわえて、SNSにより幅広い世代の方々への発信を進めている。
- ▶ 令和3年に公開した外国人向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、福島の復興の現状と食・観光に関する動画を配信するとともに、海外向けウェブ広告を掲載するなど、海外に対する情報発信を行っている。

（関連白書等：環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

【基本的な対応】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、令和8年3月31日改定）に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに原子力規制委員会ホームページで公表している。除染を実施した地域については、その効果が維持されているかの確認などを目的に、除染実施前後のモニタリング等を行っている。
- 平成27年度第55回原子力規制委員会（平成28年2月10日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和7年6月20日閣議決定）を踏まえ、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行っている。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図っている。

【令和7年度に講じた主な措置】

（放射性物質に係るモニタリング結果の情報発信）

事故後に実施してきた環境放射線モニタリングの結果を取りまとめ、福島県における空間放射線量率の経年変化と現状を分かりやすく示した資料を作成し、令和8年3月までに福島県内の全ての市町村に対して説明を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

【基本的な対応】

(除染)

- 福島県等における除染等を推進するため、平成24年1月に福島県に環境省福島環境再生事務所（平成29年7月に福島地方環境事務所に改組。）を開設し、平成26年度末までに環境省本省等も含めて500人規模の体制を確立した。平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）等に基づき自治体とも連携して除染を実施してきた。

国が直轄で除染を行う除染特別地域に指定された福島県内の全11市町村では環境省等が除染作業を実施し、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域では、各市町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきた。これらの地域において、平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。

- 森林については、平成28年3月に復興庁・農林水産省・環境省の3省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、取組を実施している。14市町村のモデル地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和2年11月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和2年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。
- 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、平成29年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各自治体が作成し、国が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染・家屋等の解体を行い、令和5年11月末までに、6町村全ての特定復興再生拠点区域において避難指示が解除された。特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、令和5年6月に改正された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法

律（令和5年法律第49号。以下「令和5年改正福島特措法」という。）に基づき、各自治体が作成し、国が認定した特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染・家屋等の解体とインフラ整備等を一体的に進めている。

（中間貯蔵）

- ▶ 中間貯蔵施設については、平成26年9月に、福島県知事より施設の建設受入れを容認する旨と、大熊町長及び双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨が国に伝達され、平成27年2月に、福島県並びに大熊町及び双葉町から施設への除去土壌等の搬入受入れが容認された。同年3月から、各自治体の仮置場や除染現場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送を、安全第一を旨として実施している。あわせて、中間貯蔵施設区域の用地取得及び土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を実施している。平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、同年10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には、中間貯蔵施設において、除去土壌と廃棄物の処理から貯蔵までの全工程で運転を開始した。中間貯蔵施設事業については、「令和8年度の中間貯蔵施設事業の方針」（令和8年3月19日環境省公表）及び「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って進めている。

（県外最終処分・復興再生利用の推進に向けた取組）

- ▶ 福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、環境省では、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の取りまとめ）」を令和7年3月に公表した。また、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（令和6年12月設置）において、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」や「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定され、これらに基づき、政府一丸となって取組を進めている。

（避難指示区域の見直し）

➤ 避難指示解除については、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）にある以下の要件により決定している。

①空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下になることが確実であること

②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③県、市町村、住民との十分な協議

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の避難指示解除の要件は、「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（平成 30 年 12 月 21 日原子力災害対策本部決定）及び「特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（令和 5 年 8 月 15 日原子力災害対策本部決定）において、上記①～③となっている。

➤ 帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては、令和 2 年 3 月までに田村市、楡葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町、大熊町及び双葉町において、避難指示を解除した。

➤ 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定から 5 年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域に関する規定を含む、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号。以下「平成 29 年改正福島特措法」という。）が平成 29 年 5 月に公布・施行された。これまでに、6 町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）における特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定し、令和 2 年 3 月には、帰還困難区域として初めて、双葉町、大熊町及び富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示を解除し、同月 14 日に JR 常磐線が全線で運転再開となった。さらに、令和 5 年 11 月までに 6 町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示の解除を完了した。

➤ 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指

示解除の仕組みについて、令和2年12月25日に「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（原子力災害対策本部）を決定した。これに基づき、令和5年5月に飯舘村の特定復興再生拠点区域外の一部について公園用地として避難指示が解除され、本仕組みを活用した初めての解除となった。さらに令和7年3月には、飯舘村のたい肥製造施設及びその周辺農地と葛尾村の風力発電事業用地の避難指示を解除した。

- また、同じく特定復興再生拠点区域外について、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うという「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（原子力災害対策本部・復興推進会議）を令和3年8月31日に決定した。この政府方針を実現するため、特定復興再生拠点区域外に帰還する住民の生活の再建を目指すための「特定帰還居住区域」制度を創設する規定を含む、令和5年改正福島特措法が令和5年6月に公布・施行された。令和8年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村における特定帰還居住区域復興再生計画を認定した。今後、当該計画に基づき、除染・インフラ整備等を始めとした避難指示解除に向けた取組を進めていくとともに、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、重ねて、帰還意向の確認を実施していく。なお、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていく。

（賠償）

- 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針等を順次策定するとともに、同審査会、現地視察等を通じて賠償状況のフォローアップを行っている。また、原子力損害賠償紛争解決センターは、迅速かつ公正な紛争解決を実現するために和解仲介手続を実施している（令和7年12月末時点で、申立件数31,874件、既済件数31,261件で、既済件数のうち約8割で和解が成立している。）。なお、和解が成立せず訴訟に至ったものもある。
- 同審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力は、これまで、政府

による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償、財物価値の毀損に対する賠償、営業損害に対する賠償等を実施しているところである(令和8年3月末時点で累計約11兆6,827億円の支払が行われた。)

- ▶ 令和4年3月に、7つの集団訴訟で東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、同審査会は、専門委員による確定判決等の詳細な調査・分析を踏まえ、同年12月20日に中間指針第五次追補を策定した。さらに、同追補等を踏まえ、東京電力は令和5年3月27日に具体的な賠償基準を公表し、同年4月10日から請求受付を開始した(令和8年3月末時点で、対象者約148万人のうち約137万人に約3,482億円の支払が行われた。)
- ▶ 損害賠償請求権に係る広報・相談等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのチラシの配布や、被災市町村広報紙等への記事掲載、福島県内でのテレビCMの放映、福島県内外でのデジタル広告の出稿等によるお知らせを実施した。

(復興支援)

- ▶ 被災事業者の事業再開等の支援のため、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」に基づき、平成27年8月に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」(以下「官民合同チーム」という。)を創設した。平成29年改正福島特措法により、官民合同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにし、平成29年7月から経済産業省及び農林水産省の職員を派遣している。官民合同チームは、これまで避難指示等の対象となった12市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援等を実施している。平成29年4月からは、農業者への個別訪問を開始し、営農再開に向けた支援を実施している。また、分野横断・広域的な観点から、まちづくり計画の策定・実行に向けた支援や、交流人口・関係人口の拡大に向けた情報発信支援等を進めている。さらに、令和3年6月からは、新たに浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者等への個別訪問・支援を実施している。

- ▶ 東京電力原子力事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）に基づく被災者生活支援や、福島県浜通り地域等の産業を回復するための新たな産業基盤の構築を目指し、令和 2 年 6 月に公布・一部施行された復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号）による改正福島特措法にもその推進が位置付けられた「福島イノベーション・コースト構想」の推進や、これを更に発展させ、「創造的復興の中核拠点」を目指す「福島国際研究教育機構」の取組、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」（令和 3 年 2 月改定）の実現に向けた取組等を通じた福島復興を、必要な予算措置等により強力に推進している。
- ▶ 福島イノベーション・コースト構想については、令和 7 年 6 月に復興庁・経済産業省・福島県により改定された、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下「青写真」という。）を踏まえた構想の具体的な取組内容が、令和 8 年 3 月に内閣総理大臣が変更認定した福島復興再生計画に記載され、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の 3 つの柱と、新たに追加した「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」という 3 つの視点を軸に、取組が進められている。令和 2 年 3 月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」（以下、「RTF」という。）や、「福島水素エネルギー研究フィールド」が、それぞれ本格的に稼働しているほか、自治体と連携して実施する実用化開発への重点支援や、本構想の重点分野に関する企業立地の支援強化等の取組も実施している。
- ▶ この福島イノベーション・コースト構想の推進の中核的な機関である、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に、令和 8 年 3 月末時点で経済産業省及び国土交通省から 5 名の職員を派遣しており、同機構の活動を推進している。
- ▶ 福島イノベーション・コースト構想を発展させ、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準

に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）を令和5年4月に設立し、F-REIの研究開発、産業化、人材育成などの取組の推進を支援している。

【令和7年度に講じた主な措置】

（除染）

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の6町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定しており、当該計画に沿って、除染・家屋等の解体を実施し、令和5年11月までに6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示の解除が完了した。令和8年3月末時点の特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了しており、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約96%となっている。

特定帰還居住区域については、令和8年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村において特定帰還居住区域復興再生計画を認定し、当該計画に基づき、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市においては除染・家屋等の解体を実施しており、葛尾村においては除染・家屋等の解体の実施に向けた準備を進めている。

「里山再生事業」については、令和8年3月末までに7市町村の計13地区を選定し、里山の再生に向けた取組を実施している。

（中間貯蔵）

中間貯蔵施設事業については、安全を第一に、地域の理解を得ながら、必要な用地の取得を行いつつ、事業を着実に進めてきている。

中間貯蔵施設への除去土壌等（帰還困難区域を含む。）の輸送については、令和8年3月末までに累計で約1,400万m³の輸送を実施した。

（県外最終処分・復興再生利用の推進に向けた取組）

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議において、令和7年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が決定され、同年8月には当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現

に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定された。

復興再生利用の推進については、国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組むため、令和7年7月には、復興再生利用の基準を策定してから最初の案件として、官邸で復興再生利用の施工をし、これに続いて、同年9月から10月にかけて、霞が関の中央官庁の花壇等9か所で施工した。

また、県外最終処分に向けた検討に当たり、専門的知見を活用するため、同年9月に、環境再生に関する技術等検討会を設置した。当該検討会では、復興再生利用及び最終処分に係る事項を始めとして、環境再生に係る技術的な事項等について検討を行うこととしている。

さらに、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、復興再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、福島県内外の音楽イベント、大阪・関西万博等一般の方向けのイベント会場へのパネル出展、環境省の取組についてのパネルディスカッション、テレビ局と連携した番組の放送等により、広く発信を行った。また、飯舘村長泥地区及び中間貯蔵施設の現地見学会を開催したほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、若い世代に対する理解醸成活動も実施した。くわえて、復興再生利用に用いる除去土壌の呼称を「復興再生土」と決定した。

(避難指示区域の見直し)

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外については、これまでの住民に対する帰還意向の確認を踏まえ、令和8年3月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村における特定帰還居住区域復興再生計画を認定した。引き続き、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、重ねて、帰還意向の確認を実施していく。

(復興支援)

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災12市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業の促進等を図る自立等支援事業を継続するため、令和7年度予算として約24億円を措置した。また、官民合同チームは、令和8年3月末までに約6,000の事業者を個別訪問し、専門家による事業計画策定等の経営コンサルティング、人材確保、販路開拓等、被災事業者の自立に向けた支援を実施した。農業分野では令和8年3月末までに約2,800の農業者への個別訪問を実

施した。さらに、まちづくりの取組として専門家派遣支援等を実施した。また、令和8年3月末までに約130の水産仲買・加工業者等を訪問し、人材確保、販路開拓等の支援を実施した。

福島イノベーション・コースト構想については、福島県浜通り地域等で行われる実用化開発への支援や、福島イノベーション・コースト構想推進機構等による進出企業と地元企業のマッチング支援、RTFを始めとする実証環境の提供等を実施した。具体的には、地域復興実用化開発等促進事業費補助金（イノベ実用化補助金）において、令和5年度から引き続き、スタートアップ企業への加点措置を講ずるなど、スタートアップの呼び込みに向けた取組を実施した。また、RTFを中心に、ドローンや空飛ぶクルマ等のロボット・ドローン分野を始めとした実証試験が行われており、令和6年6月には福島県が長崎県とともに国家戦略特区である新技術実装連携“絆”特区に指定された。令和7年12月には、福島県内で初めてのドローンの「レベル4飛行」の実証が行われ、社会実装に向けた取組が進められている。令和8年3月末時点で、福島県浜通り地域等においては、約80社のロボット関連企業が進出し、1,800件以上の実証試験が実施されている。

令和7年5月には、第6回福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催し、復興庁・経済産業省・福島県から、「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」「担い手の拡大」という3つの視点を追加した「青写真」の改定案を示し、地元の地方公共団体や関係機関等と議論した。この結果も踏まえ、令和7年6月に、「青写真」の改定版を公表し、今後、社会実装に向けあらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」として浜通り地域等における産業集積の構築を進めるとともに、暮らしを支えるイノベーションの創出を促進していく方針を示した。

F-REIについては、令和7年4月1日に、福島県が管理・運営していたRTFを、これまでの機能及び成果をF-REIが継承するとともに、RTFの更なる発展・活用を目指すため、統合した。また、同日、これまでの放射生態学ユニットの研究、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人国立環境研究所が実施していた研究を踏まえ、放射性物質の環境動態に関する研究の一体的・総合的推進を図るため、福島県環境創造センター三春町施設における放射性物質の環境動態研究をF-REIに統合した。また、新たに8名のユニットリーダーを迎え、研究開発体制を拡充したほか、F-REI主催によるサマースクールを初開催するなど人材育成に取り組んだ。

F-REIの当初の施設整備については、「福島国際研究教育機構基本構想」にお

いて国が行うこととされている。これまで、用地の取得、敷地造成や建物の設計を進めており、令和7年度には敷地造成の工事に本格的に着手している。

福島イノベーション・コースト構想関連事業として、令和7年度予算では約54億円の予算を措置するとともに、本構想に関連する浜通り地域の教育再生に約6億円を措置している。また、F-REI 関連事業として、令和7年度予算で約165億円を措置している。

くわえて、「福島新エネ社会構想」については、令和7年9月に「加速化プラン3.0」を策定し、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開を目指し、関係予算として、令和7年度予算において約630億円を措置している。

(関連白書等：環境白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会では、平成 24 年 9 月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め職員 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成 24 年 10 月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 原子力規制委員会の会合や各種審査会合等は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。
- 被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成 31 年 4 月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載している。

【令和7年度に講じた主な措置】

(透明性の確保)

令和7年度は、原子力規制委員会を計67回、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合等を計76回、核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を計30回開催した。いずれの会合も原則公開で行うとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録を原則公開した。

また、原子力規制委員会では、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行う際に参考として外部有識者から意見を聴く場合や、外部有識者を活用して電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合等において、外部有識者と電気事業者との関係を確認するとともにその情報を公開することとしている。令和7年度も、各種検討会等に属する外部有識者からの自己申告に基づき、定められた情報を原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

さらに、透明性の確保に関する取組を着実に実施するとともに、インターネット動画サイトの視聴者の利便を図るため、会議資料を会議の開始と同時に入手できるように原子力規制委員会ホームページに掲載した。くわえて、原子力規制委員会委員長定例記者会見（以下「委員長会見」という。）や原子力規制庁定例ブリーフィングの議事録を、可能な限り翌日中に原子力規制委員会ホームページに掲載した。

原則、委員長会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回、それぞれ実施した。原子力規制委員会委員長及び委員等が現地調査、現地視察を行う際には、調査等終了後の委員長等への取材や写真等の提供などの取材対応を行った（令和7年度は22件対応）。また、審査の透明性向上のため、平成31年4月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

【基本的な対応】

- ▶ 総合資源エネルギー調査会原子力小委員会のワーキンググループが、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善を促すため、平成26年5月に「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」、平成27年5月に「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」を取りまとめ、関係者間での取組の相互認識の必要性等について提示した。

これらの提言を踏まえ、各電気事業者が自主的安全性向上の取組を発表するとともに、原子力産業界全体の取組として、平成26年に一般財団法人電力中央研究所の下に「原子力リスク研究センター(NRRC:Nuclear Risk Research Center。以下「NRRC」という。)」が設置され、原子力の自主的安全性向上に必要な確率論的リスク評価(PRA:Probabilistic Risk Assessment。以下「PRA」という。)等の研究開発と成果の活用サイクルを回すべく、各主体が共同で検討を実施する体制が構築された。

- ▶ また、原子力事業者等が平成24年に設立した「一般社団法人原子力安全推進協会(JANSI:Japan Nuclear Safety Institute。以下「JANSI」という。)」では、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会(INPO:Institute of Nuclear Power Operations。以下「INPO」という。)に倣い、エクセレンスを設定し、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

JANSIでは、原子力施設の運営や設備を評価する取組(ピアレビュー等)を世界原子力発電事業者協会(WANO:World Association of Nuclear Operators。以下「WANO」という。)、INPO等とも連携しながら行うとともに、各種活動に関して、会長、理事長と事業者トップが直接意見交換を行う会合を設け、事業者間で相互にプレッシャー(ピアプレッシャー)をかけつつ、コミュニケーションの円滑化を図っており、これらの活動を通じて、電気事業者間における相互監視体制が構築されている。令和4年10月には、JANSIのピアレビュープログラムが、WANOによる厳格な評価プロ

セスを経て、世界で初めて WANO のピアレビューと同等であることを認められた。

- ▶ 平成 30 年 7 月には、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、原子力発電所の安全性に関する共通的な技術課題に取り組み、自主的に効果ある安全対策を立案し、事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性を更に高い水準に引き上げることを目的として、「原子力エネルギー協議会（ATENA:Atomic Energy Association. 以下「ATENA」という。）」が設立された。現在、原子力産業界における短期・中期の技術的課題の検討を進めている。

【令和 7 年度に講じた主な措置】

（リスク情報の活用）

NRRC は、原子力事業者の「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」（平成 30 年策定、令和 2 年・令和 5 年改訂）の方針の下、研究ロードマップを定めて、地震、津波、火災、溢水など様々な事象に対する PRA 評価手法の研究を進め、現場の活用・実践に係る支援活動を行っている。

令和 7 年度は、運転中保全について、NRRC が策定したガイドラインに基づき、事業者による実機での現場実証が行われ、実機への本格導入に向けて規制当局との議論を進めた。

（自主規制組織の取組）

JANSI は、九州電力川内原子力発電所、東北電力女川原子力発電所及び中国電力島根原子力発電所においてピアレビューを実施した（平成 24 年の発足以降、令和 8 年 3 月時点で延べ 39 回実施済み。）。

（原子力産業界での取組の強化）

ATENA では、原子力発電所の共通的な技術課題への対応に取り組んでおり、原子力発電所の安全性を効果的に高めていく分野として、安全な長期運転に向けた経年劣化管理等に取り組んでいる。

安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組としては、令和 5 年 6 月、「設計の経年化評価ガイドライン」について、設計の経年化評価手順の具体化を行った改訂版を発行し、各原子力事業者に安全対策の実施計画の見直しを求めた。これらを含め、令和 8 年 3 月時点で、計 17 本の技術レポートやガイドライン等を発

刊している。

また、ATENA は、中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案を踏まえ、令和8年1月に、中部電力で確認された事案と同様に意図的に過小評価となるようなことを実施していないかの観点で、各事業者の状況確認を実施し、同月、代表波を意図的に策定している事実は確認されなかったこと等の確認結果を公表した。

今後、中部電力が設置した第三者委員会の調査結果などの新たな情報が得られ次第、それらを踏まえた確認を実施していくこととしている。

さらに、令和8年2月には、ATENA フォーラム 2026 を開催し、パネルディスカッションにおいて「原子力の持続的活用に向けた関係機関の連携強化」をテーマとして議論を行った。

提言4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

【基本的な対応】

(自己改革実施の促進)

- 国は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に基づき、東京電力が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「原賠機構」という。）と共同で作成した、経営の合理化や経営責任の明確化等に関する「特別事業計画」を、数次にわたり認定している。
- 東京電力は、この特別事業計画に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していくこととしている。
- 引き続き、東京電力が計画に沿った取組を進めていくよう履行の確保に努めていく。

(ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等の再構築)

- ガバナンス体制について、東京電力は国から認定を受けた上記計画に沿って、組織改編などガバナンス体制の再構築を進めてきている。
- 危機管理体制について、東京電力は社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を平成24年9月に設置し、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督することとした。また、廃炉・汚染水・処理水対策については、平成26年4月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、安全かつ着実に進めることとしている。なお、令和2年4月に、プロジェクトマネジメント機能や安全・品質面の更なる強化を目的に、プロジェクトマネジメント室や廃炉安全・品質室を新設するなど、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編を行った。
- 情報開示体制について、東京電力は、国からの指摘等を受けて、情報公開の推進や組織の改編を行った。平成27年3月に見直しに係る報告を行った「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」に基づき、平成27年8月以降、福島第一原子力発電所で測定する放射線に関する全データを

公開している。また、敷地境界付近のダストモニタ測定値（平成 28 年 7 月より）、港湾口海水モニタ測定値（同年 10 月より）、1～3号機の原子炉格納容器内の放射能濃度等（平成 29 年 2 月より）のリアルタイム公開を開始している。

- 令和 5 年 12 月に追加検査が終了した東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護については、令和 5 年度第 56 回原子力規制委員会（令和 5 年 12 月 27 日）における決定に基づき、東京電力に対し、同発電所における改善された状態を維持し、更に向上させるための取組の実施を求めた上で、取組状況については基本検査を通じ継続的に監視していくこととし、特に荒天時の監視、PPCAP（改善措置活動）及び核物質防護モニタリング室の取組について重点的に監視した。

（廃炉・汚染水・処理水対策）

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議[※]や廃炉・汚染水対策チーム[※]を設置するなど国が総力を挙げて対応するための体制を整備した。また、汚染水問題に適切に対応するという目的の下、現地における政府、東京電力、福島県等の関係者の連携と調整を強化するため、廃炉・汚染水対策現地調整会議[※]を設けるとともに、廃炉・汚染水対策現地事務所[※]を設置して、関係省庁から東京電力福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化した。

こうした体制強化に加え、令和元年 12 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において改訂した「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援を行うなど、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。

（※燃料デブリの冷却や地下水の流入等によって発生する汚染水と、汚染水を多核種除去設備（ALPS:Advanced Liquid Processing System。以下「ALPS」という。）等で浄化した処理水を明確に区別し、汚染水と処理水の誤用を防ぐため、令和 3 年 4 月、第 54 回原子力災害対策本部決定により、それぞれ「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」や「廃炉・汚

染水・処理水対策チーム」、「廃炉・汚染水・処理水対策現地調整会議」、
「廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所」に名称変更。）

- ▶ 汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
- ▶ 処理水対策については、6 年以上にわたる有識者の検討等を経た上で、令和 3 年 4 月、第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」という。）を決定し、安全性を確保し政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS 処理水を海洋放出することとした。
- ▶ 令和 3 年 12 月、第 3 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定し、対策の実施状況を継続的に確認して、状況に応じ随時、追加・見直しを行うこととした。
- ▶ 令和 5 年 8 月、第 6 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚会議、第 6 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）においては、その時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS 処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後これらの対応に政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むことを確認し、令和 5 年 8 月 24 日海洋放出が開始された。
- ▶ ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、トリチウム以外の放射性物質について、安全基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認し、取り除くことが困難なトリチウムの濃度についても、安全基準を十分に満たす濃度（1,500Bq/L 未満）まで海水で大幅に希釈した上で、処分を行っている。また、海域においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針や「総合モニタリング計画」に基づき、客観性・透明性・信頼性を高めた海域モニタリングを実施している。
- ▶ ALPS 処理水に係る取組については、令和 3 年 7 月に日本政府と IAEA が署名した ALPS 処理水の取扱いに係る協力の枠組みに関する付託事項

(TOR) に基づき、IAEA が安全性に係るレビューを実施してきた。令和 5 年 7 月に IAEA から公表された「東京電力福島第一原発における ALPS 処理水の安全性レビューに関する包括報告書」では、ALPS 処理水の海洋放出に対する取組並びに東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致し、計画されている ALPS 処理水の海洋放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響であると結論づけられた。

- ▶ 廃炉については、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から支援体制を強化する必要があるため、平成 26 年 5 月に成立した、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 40 号）により、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた。また、廃炉に関する技術基盤の確立に向け、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として平成 28 年 4 月より JAEA「楢葉遠隔技術開発センター」（楢葉町）の本格運用を開始した。さらに、燃料デブリや放射性廃棄物などの分析手法、性状把握、処理・処分技術の開発等を行う施設として建設を進めている JAEA「大熊分析・研究センター」（大熊町）のうち放射性廃棄物等の分析を行う放射性物質分析・研究施設第 1 棟が令和 4 年 6 月に竣工し、現在は、燃料デブリ等の分析を行う第 2 棟の建設工事を進めている。
- ▶ 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、事業者には線量の測定、記録等を義務付けるとともに、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施や被ばく線量情報の一元的な管理を求めている。労働基準監督機関はこれらの実施状況の確認や必要な指導を行っている。
- ▶ 原子炉等規制法に基づく廃炉手続については、東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設を平成 24 年 11 月に「特定原子力施設」に指定し、原子力規制委員会が「措置を講ずべき事項」を示した。その後、これを踏まえて東京電力が策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成 25 年 8 月に認可した。
- ▶ 廃炉・汚染水・処理水対策の必要な資金の確保について、平成 29 年 5 月に成立した原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

(平成 29 年法律第 30 号) に基づき、事故炉の廃炉を行う原子力事業者 (事事故業者=東京電力) に対し、廃炉に必要な資金を原賠機構に積み立てることを義務付け、積立額の認可及び取戻し計画の承認を行うこととした。

【令和 7 年度に講じた主な措置】

(汚染水対策の進捗状況)

汚染水対策については、3つの基本方針(汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染源を「取り除く」)の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。

汚染源に水を「近づけない」対策については、地下水バイパス、凍土方式の陸側遮水壁及びサブドレンにより、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが引き続き機能している。令和 8 年 1 月には、雨水流入の抑制につながる 1 号機原子炉建屋の大型カバー設置が完了した。くわえて、雨水の土壌浸透を防ぐための敷地舗装(フェーシング)は令和 8 年 3 月末時点で施工予定箇所の約 97%のエリアで工事を完了している。

これらの対策により、汚染水発生量は対策実施前(平成 26 年 5 月)の 540 m³/日程度から、令和 7 年度の平均で 60 m³/日程度まで低減している。令和 7 年度の降雨量は平年よりも少なかったが、降雨量が平年並だったとしても、汚染水発生量は約 70 m³/日と評価され、令和 5 年度に達成した、中長期ロードマップの「2025 年以内に平均的な降雨に対して汚染水発生量を 100 m³/日以下に抑制する」目標を、令和 7 年度においても維持していることを確認した。また、次の目標である「令和 10 年度までに汚染水発生量を 50~70 m³/日程度に抑制すること」についても、上限値の 70 m³/日まで低減していることを確認した。引き続き、汚染水発生量が低減されるよう、建屋周辺の舗装といった雨水対策や、建屋間の隙間にある配管等の貫通部の止水(建屋間ギャップ端部止水)等の地下水対策を着実に実施していく。

汚染水を「漏らさない」対策については、海側遮水壁の設置や、万が一の漏えいに備え、ALPS 処理水等を貯蔵するタンク周囲の^{せき}堰の二重化に加え、1 日複数回のパトロールを実施している。

汚染源を「取り除く」対策については、引き続き、ALPS やセシウム吸着装置等の複数の浄化設備により、汚染水の浄化処理を行っている。

(処理水対策の進捗状況)

令和7年8月26日に、第8回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第8回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議(合同開催)において、「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはなく、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施することを確認した。

ALPS処理水の海洋放出は、令和5年度中に4回、令和6年度・令和7年度中に各7回の計18回実施され、モニタリングの結果やIAEAの評価から、ALPS処理水の海洋放出は人や環境への影響がなく、安全であることが確認されている。こうしたモニタリングの結果等については、一目で分かるマーク形式でモニタリングの結果を表示するウェブサイトや、関係機関による測定結果をまとめたウェブサイト等により、国内外に対して、透明性高く、分かりやすい情報発信を継続している。

くわえて、政府はALPS処理水の処分に関する基本方針決定以降、農林漁業者、観光業者、加工・流通・小売事業者、自治体職員等幅広い対象に、処理水の安全性やALPS処理水の処分に関する基本方針決定の背景や支援策についての説明会や意見交換を1,900回以上実施するとともに、令和7年度は、ALPS処理水の分析結果やモニタリング結果、IAEAによる安全性レビューの実施等について、WEB広告や新聞広告を活用した発信を実施した。

また、ALPS処理水の海洋放出に伴い、令和7年2月よりALPS処理水等を貯蔵していたタンクの解体に着手している。タンクの解体により空けた区画には燃料デブリ取り出し関連施設等の廃炉に必要な施設の建設を計画している。

原子力規制委員会は、令和4年7月22日に認可したALPS処理水の海洋放出に係る設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請に続いて、東京電力から令和4年11月14日付けで申請のあった、ALPS処理水の海洋放出時の運用等についても、公開の会合で審査・確認を行い、科学的・技術的意見の募集の実施を経て、令和5年5月10日に認可した。その審査結果については、要望のあった地元自治体等を訪問して説明及び質疑対応を行った。同年8月24日からALPS処理水の海洋放出が開始され、原子力規制委員会としては、海洋放出設備が使用開始後も必要な機能を有していること及び設備の運用が認可した実施計画に基づいて適切に行われていることを継続して確認していく。

IAEA による ALPS 処理水に係る安全性レビューミッションについては、海洋放出開始以降も 5 回（令和 7 年度は 2 回。令和 7 年 5 月及び同年 12 月）実施されており、これまでに公表されたレビューミッションの報告書ではいずれも、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかったと結論づけられている。

また、我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するため、IAEA は我が国からの要請に基づき、東京電力福島第一原子力発電所近傍の試料について、IAEA 及び IAEA が指名した第三国分析機関との共同採取及び分析結果の相互比較を平成 26 年度から毎年実施している。くわえて、令和 4 年から、IAEA による安全性レビューの一環として、ALPS 処理水のモニタリングや、ALPS 処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの裏付けを目的とした分析機関間比較も実施している。令和 7 年度は、令和 7 年 7 月に IAEA 関係者の立会いの下で、海水希釈前の ALPS 処理水の試料採取が実施され、同年 9 月 2 日から 12 日にかけては、IAEA 関係者並びに韓国、スイス及びフランスの分析機関の専門家による海域モニタリングにおける試料採取等の状況の確認が実施された。IAEA から公表された直近の報告書（令和 7 年 3 月）では、日本の分析機関や東京電力が、信頼できる高い品質でのモニタリングを実施する能力を有していると評価されている。

令和 6 年 9 月 20 日、日本政府と IAEA は、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した。同年 10 月以降、この IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA 関係者及び第三国分析機関の専門家による試料の採取が 7 回（令和 7 年度は 5 回。令和 7 年 4 月、6 月、9 月、12 月及び令和 8 年 2 月）実施されている。これまでに IAEA から公表された報告書ではいずれも、「計画されている ALPS 処理水の海洋放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響である」とする IAEA 包括報告書の結論と整合している旨が確認されている。

「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえた対策として、令和 3 年度補正予算にて措置した、万が一の風評影響に伴う需要減少に対応するための一時買取り・保管等のための需要対策基金（300 億円）や、令和 4 年 11 月に成立した令和 4 年度第二次補正予算にて措置した、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の事業継続基金（500

億円)の運用を通じて、安心して事業継続・拡大できる仕組みづくりに取り組んでいる。また、一部の国・地域による輸入規制強化を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、令和6年度補正予算や令和7年度補正予算、令和7年度予備費を通じて支援を実施している。具体的には、国内消費拡大・生産持続対策として、水産物の一時買取り・保管や学校給食等への水産物の提供等の取組を通じた国内販路拡大等の支援を行っている。また、輸出先の転換対策として、日本貿易振興機構(JETRO)による海外バイヤーとのビジネスマッチングや、食品見本市を活用した水産物の売り込み等の支援を実施している。くわえて、加工機器の導入や人材活用を通じた国内加工体制の強化にも取り組んでいる。これらの支援策を講じてもなお損害が生じた場合には、東京電力が適切に賠償を行うよう、国は東京電力を指導している。

また、ALPS処理水の海洋放出に伴うものをはじめ、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において導入された日本産食品に対する輸入規制については、政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、令和7年11月には台湾が規制を撤廃するなど、これまで計50か国・地域で規制撤廃が実現している。

(廃炉対策の進捗状況)

使用済燃料プールからの燃料取出しに向けて、前述のとおり、1号機において令和8年1月に原子炉建屋を覆う大型カバーの設置が完了した。

原子炉格納容器の内部の知見を得るため、令和7年4月には、令和6年11月に成功した1回目の燃料デブリの試験的取出しとは異なる場所から2回目の試験的取出しに成功した。1回目に取り出した燃料デブリをJAEA等で分析した結果、破碎しやすい構造であること等が分かった。現在、2回目に取り出した燃料デブリの分析を進めている。令和5年3月より、原賠機構が設置した小委員会において、3号機における将来の大規模な取出しについて、従来から議論されている工法(気中工法、冠水工法)に加え、新たな工法(充填材で固化・安定化して取り出す工法)についても検討され、令和6年3月に提言が示された。東京電力はこの提言に基づき、気中工法と気中工法オプション(充填固化工法)の組み合わせによる具体的な設計検討を行っており、令和7年7月には、大規模取出しに向けた工程の一部が具体化されるなど、重要な前進があった。また、令和8年3月、3号機原子炉格納容器内部の更なる情報収集のため、現在利用可能な小径の

貫通孔からでも投入可能な超小型のマイクロドローンを活用した調査を実施。事故後初めて、原子炉压力容器底部とみられる構造物が確認されるなど、燃料デブリ取り出し工法の検討に重要となるペDESTAL内外の映像を取得した。

原子力規制委員会においては、これまでに認可した実施計画の遵守状況について、保安検査、使用前検査、溶接検査、施設定期検査及び核物質防護検査並びに現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（以下「リスクマップ」という。）を策定し、廃炉作業の進捗等に応じて見直しを行っており、令和5年度第59回原子力規制委員会（令和6年1月17日）では、事故後10年以上が経過したことにより、短期的に対応すべきリスクが減少し、中長期的に取り組むべき課題が顕在化してきた現状を踏まえ、今後は10年間を一つの区切りとし、令和15年度の実現すべき姿を具体的に示した上で、実現すべき姿に向けて達成すべき目標については、東京電力の主体的な取組を促すことを目的として東京電力の意見を聴取した上で設定することとした。現行の当該マップの各項目に対する取組の状況については、第119回特定原子力施設監視・評価検討会（令和7年12月15日）及び第120回特定原子力施設監視・評価検討会（令和8年2月16日）において、東京電力から令和7年度を達成時期としている目標のうち、4件が順調に進捗しており、3件については目標時期を見直すこと、並びに、次年度以降を達成時期としている目標のうち、4件についての目標時期を見直す必要がある旨報告を受け、確認を行った。原子力規制委員会は、これらの進捗やインベントリの変化を踏まえ、令和7年度第61回原子力規制委員会（令和8年2月25日）にてリスクマップの時点修正を行った。

（東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る対応）

令和5年12月に追加検査が終了した東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護については、令和5年度第56回原子力規制委員会（令和5年12月27日）における決定に基づき、東京電力に対し、同発電所における改善された状態を維持し、更に向上させるための取組の実施を求めた上で、取組状況については基本

検査を通じ継続的に監視していくこととし、特に荒天時の監視、PPCAP（改善措置活動）及び核物質防護モニタリング室の取組について重点的に監視した。令和7年度第10回原子力規制委員会臨時会議（令和7年5月21日）において、これら重点的に監視した項目（重点項目）が同発電所における日常的な核物質防護活動に浸透していることから、令和7年度の検査計画においてこれらの重点項目を設けることは行わず、通常の基本検査を通じて核物質防護の取組を引き続き確認していくことが了承された。

（東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに係る対応）

令和7年6月12日及び10月7日に確認された東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いについては、原子力規制検査の結果を踏まえ、令和7年度第60回原子力規制委員会（令和8年2月24日）において暫定的な重要度評価（重要度「白」及び深刻度「SLⅢ」）が了承され、当該評価が東京電力に通知された。令和8年2月25日に受領した東京電力からの当該通知に対する回答を踏まえ、令和7年度第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）において重要度評価が確定し、原子力規制検査における対応区分を第1区分から第2区分に変更することが了承され、追加検査の実施等が東京電力に通知された。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言 5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

【基本的な対応】

➤ これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条に規定される委員会として、原子力規制委員会を平成 24 年 9 月に設置した。

設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、委員会に置かれる審議会等に関する規定を設けた。また、委員会の事務局として原子力規制庁を置き、原子力規制庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとした。

➤ 平成 25 年 1 月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則（（1）独立した意思決定、（2）実効ある行動、（3）透明で開かれた組織、（4）向上心と責任感、（5）緊急時即応）を掲げた。

これにのっとり、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

➤ 平成 27 年 9 月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3 年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめにおいて、独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出し難いとされた。

- 平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）で決定した「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の基本方針に基づき、原子力規制委員会委員による原子力施設の視察や、地元関係者等と意見交換を実施している。

【令和 7 年度に講じた主な措置】

（独立性の確保）

原子力規制委員会は、独立性の高い、いわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこととしている。

原子力規制委員による令和 7 年度の現場視察及び地元関係者との意見交換においては、関西電力美浜発電所を視察し、美浜原子力防災センターにおいて、福井県知事、美浜町長、敦賀副市長等の地元関係者と意見交換を行った。また、九州電力川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長等の地元関係者と意見交換を行った。

さらに、原子力規制委員会は、地元自治体からの要望を受け、規制活動についての説明を行っている。令和 7 年度は、北海道電力泊発電所の審査結果（3 号炉における設置変更許可）、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の審査状況（6 及び 7 号機における特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の認可）、原子力災害時の屋内退避の運用等について、各地元自治体へ説明を行った。

被規制者に対しては、安全性向上に係る取組や改善事項等について双方のマネジメントレベルがそれぞれの考え方を理解し合うこと等をテーマに 4 事業者の経営責任者（CEO）と計 4 回の意見交換を行った。また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等を目的に、安全性向上に関する取組等について、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）等と 2 回意見交換を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成24年9月に決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論も原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見等における質疑応答等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。
- 平成24年9月には「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員3人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成31年4月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載している。
- 平成24年10月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公

表している。

- ▶ 原子力規制委員会の委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と規定された。

【令和7年度に講じた主な措置】

(透明性の確保)

原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、平成30年度第38回原子力規制委員会（平成30年10月31日）及び平成30年度第45回原子力規制委員会（平成30年12月5日）での、被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成31年4月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載した。

東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る作業と廃炉作業の適正な実施に必要な調整等の透明性の向上を図るため、経済産業省、原賠機構、東京電力等の関係機関との連絡・調整会議を令和元年度から随時開催することとし、令和7年度は、福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を令和7年4月及び令和8年2月に開催し、その議事録及び資料の公開やインターネット動画サイトによる生中継を行った。

(委員の任命)

平成27年9月19日から原子力規制委員会委員を務めてきた伴信彦原子力規制委員会委員が令和7年9月18日に退任した。令和7年5月21日に参議院の、同月22日に衆議院の同意を得た上で、同年9月19日に神田玲子原子力規制委員会委員が就任した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターナル」を当初より、例外なく適用する。

【基本的な対応】

➤ 原子力規制委員会は、人材確保のため、民間等の実務経験者や、将来原子力規制行政を担う若手職員等の採用に努めている。人材育成については、平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置したほか、同年6月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成26年6月25日原子力規制委員会決定）等を策定し、力量管理制度の試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進、検査官等への資格制度の導入等の施策の実施・充実に取り組み、平成30年4月から資格制度の基本資格を取得するための教育訓練課程を開始した。また、専門職大学院入学や海外留学、在外公館や国際機関等への職員派遣など、国内外への派遣を積極的に行っている。

なお、平成27年9月の「3年以内の見直し検討チーム」の最終取りまとめでは、原子力規制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

➤ 海外の有識者からの助言を得るため、原子力規制委員会では、海外の原子力規制機関の要職を務めた経験を有する有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方等を含む全般的な課題に助言を得てきた。原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合を開催し、その様子を国民にも公開することで国民との情報共有に努めた。また、我が国の取組を紹介しつつ原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、多国間・二国間の規制機関間の枠組みを通じて意見交換や情報収集を行っている。

▶ ノーリターンルールについては、平成 27 年度第 30 回原子力規制委員会（平成 27 年 9 月 30 日）において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を実施することとした。また、他の部署を経由して原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織に配置させないなど、関係機関において設置法附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であることとした。

【令和 7 年度に講じた主な措置】

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

原子力規制委員会は、民間企業等からの実務経験者 23 名、新規採用者 32 名を採用した。また、令和 8 年度の採用予定者として、47 名（うち実務経験者 17 名）を内定した。令和 8 年 1 月 1 日時点の職員数は 1,083 名、定員充足率は 94.6% となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、令和 7 年度は、令和 3 年度採択の 6 件、令和 4 年度採択の 3 件、令和 5 年度採択の 3 件、令和 6 年度採択の 3 件に令和 7 年度採択の 7 件を加えた計 22 件のプログラムが大学、高等専門学校等により実施された。

さらに、平成 29 年度に導入した「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」及び「放射線規制」の 5 分野について、3 段階からなる任用資格制度の下、研修や OJT を行い、令和 7 年度は 114 名に対して任用資格を付与した。

また、規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するため、5 分野の任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を実施し、令和 7 年 4 月 25 日には、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」を受講していた 7 名が同教育訓練課程を修了した。

なお、これまでの教育訓練課程の実施状況や有効性評価の結果を踏まえ、令和 7 年度に制度見直しを行った。具体的には、「集中型コース」について、5 分野全ての任用資格を取得する条件から、職員が希望する 2 分野以上の任用資格を選択して取得を目指すことができる制度とし、令和 7 年 5 月から、新たに職員 7 名を選抜し、新制度での「集中型コース」の運用を開始した。また、選抜された

職員が業務と並行して研修を受講していた「分散型コース」については、コース区分を設けず、全ての職員が資格取得に向けた研修を受講できる制度へと再編した。

さらに、資格を取得してから一定の期間を経過した者の資格継続のため、専門性維持の観点から基準等の最新知見を学ぶとともに、中級資格はコミュニケーション能力、上級資格はマネジメント能力を維持向上させる継続教育を実施した。

そのほか、技術系、事務系及び研究職ごとの特性や、職務の現場で求められる人材像を踏まえ、採用や任用、人材育成などに関する中長期的な戦略を検討することとし、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を令和8年度に改定するため、令和7年度第57回原子力規制委員会（令和8年2月10日）において、委員間討議を行った。

（外国人有識者との意見交換）

原子力規制委員会においては、令和7年度は次年度以降の原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合の開催に向けて、原子力規制国際アドバイザーとの関係を維持するためのコミュニケーションを継続した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

【基本的な対応】

- ▶ 組織体制の効果的な一元化を図るべく、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として平成24年9月に原子力規制委員会が発足した。

平成25年4月に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

平成26年3月に独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）が施行され、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務も移管された。

- ▶ 緊急時の対応については、平成24年10月に原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保するとともに、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center。以下「ERC」という。）によるバックアップ体制も強化した。なお、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づくオンサイト対応については原子力規制委員会が行うこととされている。

緊急時の中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁等）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

【令和7年度に講じた主な措置】

（緊急時に資する体制の構築）

令和7年2月に実施した令和6年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえ、令和7年10月10日に原子力災害対策マニュアルを一部改訂した。このほか、実際に発生した情報収集事態等への対応や訓練等を通じて得られた

教訓を活かし、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」の改定（同年6月2日）、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正（同年12月24日）、「原子力規制庁初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における原子力規制庁の対応～」の改定（同年5月2日）等を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書）

提言5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

【基本的な対応】

- ▶ 原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づく政策評価を実施している。
- ▶ 原子力規制委員会は、IRRS、IAEAによる国際核物質防護諮問サービス（IPPAS:International Physical Protection Advisory Service.）、原子力規制国際アドバイザーからの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて継続的な改善を実施している。
- ▶ 業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、「原子力規制委員会マネジメント規程」（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムの本格的な運用を平成27年4月から開始し、中期目標を定め、その達成のために年度ごとに業務計画を作成し、年度末に実績・成果について評価を行い、次年度の業務計画に反映させている。また、平成27年5月の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。さらに、平成28年4月には、原子力規制庁に監査・業務改善推進室を設置し、内部監査や業務改善のための指導等を行っている。
- ▶ 原子力規制委員会は、「原子力規制委員会第2期中期目標」（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）や令和2年1月に受け入れたIRRSフォローアップミッションでの指摘などを踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」（令和2年7月15日原子力規制委員会決定）を策定し、同行動計画に基づく取組を進めている。
- ▶ 設置法に基づき、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告し、公表している。

【令和7年度に講じた主な措置】

(国際機関等から取り入れた最新の知見を踏まえた継続的な改善)

原子力規制委員会は、令和5年度にIAEAに正式要請した総合規制評価サービス(IRRS)について、令和7年9月3日及び4日にIAEAと共催した準備会合においてミッションの日程やレビュー範囲等を確定した上で、令和8年1月にミッションを受け入れた。

受入れに向けた準備として、令和7年1月から、IAEA安全基準との整合性に関する事前質問への回答をまとめた自己評価書とその分析を踏まえたアクションプラン等からなる事前提出資料の作成を進めた。作成に当たっては、原子力規制庁の各課室が事前質問に対する回答案を作成し、IAEA基準に精通した職員が回答案に対するレビューを行った。さらに自己評価書案から対応すべき課題を特定し、原子力規制庁幹部の打合せも実施しながらアクションプランを整理した。その上で、令和7年度第36回原子力規制委員会(令和7年10月15日)で委員間討議を行うなど、原子力規制委員会・原子力規制庁全体で確実に自己評価活動を行い、令和7年度第38回原子力規制委員会(令和7年10月29日)において事前提出資料を了承し、令和7年11月25日にIAEAに提出した。令和8年1月26日から2月6日まで、17か国からの18名の専門家及び5名のIAEA職員から成るチームによるIRRSミッションを受け入れた。レビューヤーによるインタビューや検査の実施状況の現地確認等への対応や、IRRSチームとの綿密なコミュニケーションにより、IRRSチーム側が現状について十分に認識した状態で評価を受けるとともに、効率的なミッション運営に協力することができた。

IRRSチームは、原子力規制委員会は明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に焦点を当て、透明性のある意思決定を行っていると同様に訓練結果を合同でレビューを行う会合を開催していることは、世界的なモデルとなり得る「良好事例」であるとの見解を示した。

さらに、IRRSチームは、勧告及び提言には以下が含まれるとした。

- ・原子力規制委員会は、全ての規制機能にわたりグレーデッド(原子力・放射線安全上の重要性に応じて重み付けした)・アプローチを一貫して適用することにより、その全体的な実効性を更に強化することができる。このアプローチは、特に許認可プロセスとの関連性が高い。
- ・原子力規制委員会は、複数年の人事戦略を通じて、独立した意思決定や将来

の規制の実施のために必要となる高度な専門知識を維持することを確実にすることができる。政府は、原子力規制委員会が職員の流動性や採用の柔軟性をより大きく持つことができるようにすることで、人材の確保を支援できる。

- ・原子力規制委員会は、そのマネジメントシステムの文書化とその実施を強化すべきである。

ミッションの結果は令和7年度第57回原子力規制委員会（令和8年2月10日）において報告され、ミッションでの指摘への対応について、ミッションから約3か月後にIAEAから提出される予定の最終報告書を待たずに検討できるものについては整理を進めることとした。これを受け、令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）において、各指摘への対応を令和8年度原子力規制委員会年度業務計画に位置付け、取組を進めていくこととした。

（マネジメントシステムの運用と改善）

原子力規制委員会では「原子力規制委員会マネジメント規程」（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）に基づき、中期目標を達成するための年度業務計画を毎年度策定し、計画的に業務を実施するとともに、マネジメントシステム内部監査の実施や要改善事項等の管理等を通じて、マネジメントシステム及び業務の継続的な改善を図っている。令和7年度から令和11年度を目標期間とする原子力規制委員会第3期中期目標を令和7年2月5日に策定しており、令和7年度はその初年度であった。令和7年度の活動状況は以下のとおり。

① 年度業務計画に基づく業務の着実な遂行

令和7年度においては、第3期中期目標の達成に向けて、令和6年度第71回原子力規制委員会（令和7年3月26日）で決定した令和7年度原子力規制委員会年度業務計画に基づき業務を着実に遂行した。同計画の9月末時点での進捗状況に係る評価に際して、それまでの業務進捗や新たな課題の発生を含む状況の変化等を踏まえて計画変更の必要性が認められたことから、令和7年度第41回原子力規制委員会（令和7年11月19日）において当該計画の変更を決定した。

さらに、令和7年度第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）及び令和7年度第65回原子力規制委員会（令和8年3月11日）においてマネジメントレビューを実施し、原子力規制庁等のマネジメントシステムの実施状

況及び評価等に係る原子力規制庁等からの報告を受けた上で原子力規制委員会において議論を行った。これらのマネジメントレビューの結果等を踏まえ、令和8年度原子力規制委員会年度業務計画を令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）で決定した。

② マネジメントシステム内部監査の実施

令和7年度は、原子力規制庁内の7部署を対象にマネジメントシステム内部監査を実施し、各部署におけるマネジメントシステムの適切性及び有効性を確認し、要改善事項は認められず、他課室等への展開が望ましい良好事例を15件、当該部署や関連する部署において改善が望ましい事項を8件特定した。

③ 要改善事項等の管理

令和7年度の業務遂行について新たに15件（このほか手続中3件）の要改善事項を確認し、令和6年度以前に確認した事項も含めて、要改善事項の発生の要因分析や再発防止を確実にするための是正処置の検討、是正処置の有効性の評価などを適切に行っている。また、令和7年度内に9件の要改善事項に係る是正処置の実施とその効果の確認を行った。

④ 政策評価プロセスの見直し

政策評価法に基づき実施している毎年度の政策の事後評価は、評価対象年度の終了後に、年度業務計画の達成状況及び原子力規制委員会政策評価懇談会（以下「政策評価懇談会」という。）の意見を踏まえ、翌年度の8月までに評価結果を決定するという手順により実施されていた。

従来このプロセスについては、評価結果を次年度の年度業務計画に反映できないという課題があり、令和7年度第1回政策評価懇談会（令和7年8月21日）において政策評価とマネジメントレビューの関係の整理について指摘されたため、令和7年度第47回原子力規制委員会（令和7年12月10日）において原子力規制委員会政策評価基本計画を変更し、事後評価の実施時期を評価対象事業の終了前ではあるが年度末のマネジメントレビューに揃えることで、評価結果を次年度の年度業務計画に反映できる仕組みに改めた。

(安全文化の維持と向上)

原子力規制庁では、原子力規制庁等の職員を対象に、原子力安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの実施状況等を確認するためのアンケート及びインタビュー調査を実施している。令和6年度に実施した同調査の中で、組織理念等を構成する一部の概念について、職員からの理解等が不足している傾向が見られたことから、令和7年度はその要因を深掘りするため、一部の設問を部分的に見直した上でアンケート調査を実施するとともに、20代後半から40代後半にかけての中堅職員を対象としたグループ形式でのインタビュー調査を実施した。また、アンケート調査については、調査対象を組織の全ての階層に拡大した上で実施した。本調査において得られた結果については、令和7年度マネジメントレビューにおいて次年度の取組等に係る議論に活用するほか、各課室における原子力安全文化の育成・維持活動や業務マネジメントの具体的な改善につなげるため、課室ごとにフィードバックを行った。

また、令和6年度調査で特定された課題等を踏まえ、組織理念の浸透及び職員間のコミュニケーションの活性化を目的とした意見交換会を実施するとともに、職員同士の交流の場として令和6年度に設置した「ギャラリースペース」の運営及び職員向けの展示内容の更新を継続して行い、合わせて原子力規制委員会委員と職員との交流機会の創出等につながるコーヒーズブレイクを令和7年度から開催頻度を増やした上で引き続き実施した。さらに、原子力規制委員会発足の原点を改めて意識し、組織理念等と照らして職員が自らの行動を振り返る機会とするため、組織理念等の浸透を目的としたポスターを各課室に、「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員に再配布した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

提言 6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

【基本的な対応】

- 原子力基本法における原子力利用の安全の確保についての基本方針や、設置法、原子炉等規制法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。
- 発電用原子炉施設についての規制を電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）から原子炉等規制法に移管して一元化等を図るとともに、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染防止のための措置についても環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の適用対象とするなどの改正を行った。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓、最新の技術的知見、IAEA の安全要件等に示された考え方や各国の規制基準、海外の規制動向等を踏まえた、新たな規制を導入した。具体的には、原子炉等規制法に基づく規制基準を見直し、発電用原子炉については平成 25 年 7 月に、核燃料施設等については同年 12 月に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等を内容とする、いわゆる新規制基準を策定した。
- 令和 2 年 4 月 1 日に施行された、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）では、検査制度を見直し、規制基準への適合性を確認する行為を原子力事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任を明確化した。そして、原子力事業者の安全活動全般を対象に、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設け、規制機関が、原子力施設ごとに検査を行った結果を、その後の監視・検査の継続又は強化に反映することで、原子力事業者の主体的な安全確保の水準の維持・向上を促している。
- 令和 5 年 6 月 7 日に公布された改正法により改正される原子炉等規制

法では、運転開始後 40 年目に 1 回に限り行ってきた原子力発電所の基準適合性審査を行う「運転期間延長認可制度」と、運転開始後 30 年とそれ以降の 10 年ごとに長期の施設管理方針を審査する「高経年化技術評価制度」を「長期施設管理計画認可制度」に統合・強化した。この「長期施設管理計画」では、劣化評価の方法を含む施設の劣化状態や劣化予測に関する詳細な記載を要求しており、これを通じて、最新の知見により劣化評価の方法等に変更が必要となる場合に、劣化評価のやり直しや計画の変更などをより柔軟かつ機動的に求めることにより、最新の知見を反映し、安全性を向上しやすい仕組みとした。

【令和 7 年度に講じた主な措置】

(原子力規制検査制度の継続的な改善)

原子力規制検査制度の運用が開始され、5 年が経過したことから、この機会を捉え本制度の取組状況等を振り返るよう令和 7 年度第 9 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 21 日）において原子力規制委員会委員長から原子力規制庁に対し指示を行った。検証の進め方について、令和 7 年度第 28 回原子力規制委員会（令和 7 年 9 月 3 日）において報告を受けた。

(高経年化した発電用原子炉に関する安全規制)

長期施設管理計画認可制度は、令和 7 年 6 月 6 日の本格施行前までに、準備行為として認可が必要な計 12 件の長期施設管理計画について、全て審査を終え認可をした。本格施行後も、高浜発電所 2 号炉の 50 年以降の運転における長期施設管理計画を含め、厳正かつ着実に審査を進め、認可をした。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

【基本的な対応】

- ▶ 事業者の責任については、原子炉等規制法や原災法において、原子力事業者が災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令により、緊急時対策所や原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用等、原子力災害の発生に備えて原子力事業者が計画を定めて実施すべき事項を明確化した。

- ▶ 原子力災害対策本部における役割分担については、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担うことを明確化した。

今後は、こうした役割分担を基本としつつ、防災訓練の積み重ねによる関係機関間の連携性の向上等を図るとともに、抽出された課題や教訓を踏まえて役割分担等についても必要に応じて不断に改善を図っていく。

【令和7年度に講じた主な措置】

(原子力事業者の緊急時対応能力強化)

実用発電用原子炉施設については、令和3年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させるため、広報対応訓練への実記者参加の拡大、美浜原子力緊急事態支援センターの参加・連携、炉心損傷後の原子炉施設を安定状態に導く段階に係る訓練シナリオの採用等の方策を令和7年度の訓練実施方針に反映することとした。この方針は令和7年度第25回原子力規制委員会（令和7年8月20日）で報告を受け、これに基づき令和7年度の訓練が実施された。大規模自然災害が発生

した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定されるため、令和6年度に引き続き令和7年度の原子力事業者防災訓練においても、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練が実施された。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

【基本的な対応】

- ▶ 設置法の目的規定において「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」としており、平成25年に施行された新たな規制基準等では、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に改善することとしている。平成26年度以降、実用発電用原子炉等に係る基準に関する規則の解釈を改正するなど必要な見直しを行っている。
- ▶ 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について整理し、認識を共有することを目的として、定期的に原子力規制委員会委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。
- ▶ また、設置法に基づき、原子力規制委員会に原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）及び核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）を置き、両審査会は原子力規制委員会が指示した原子炉や核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議している。原子力規制委員会は、「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと」を炉安審及び燃安審に指示している。

さらに、原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線審議会が置かれ、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取り入れに関する審議をしている。
- ▶ 原子力規制委員会は、政策評価法に基づく政策評価を毎年度実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしている。設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

【令和7年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は、最新の技術的知見等に基づき、令和7年度においては主として以下の規制制度の策定、見直し等を行った。

（「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討）

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制への反映に係る検討を実施している。

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見のうち、今後検討するとしていたベント機能、減圧機能及び隔離機能に係る知見について、これまでの審査実績の蓄積を踏まえ、再検討した結果と今後の対応案について、第71回技術情報検討会（令和7年3月27日）において検討を行った。その後、令和7年度第4回原子力規制委員会（令和7年4月16日）において、検討結果の報告を受け、新たな規制要求を追加する必要はないものの、引き続き個別の審査・検査において適切に確認していくこと、また、事業者に対しては安全性向上のために必要な対応を継続して行うことを求めるとする規制上の取扱いの考え方を了承した。

（規制基準等の記載の具体化・表現の改善）

令和7年度第29回原子力規制委員会（令和7年9月10日）において、核燃料施設等の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善として、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を決定した。また、令和7年度第55回原子力規制委員会（令和8年2月4日）において、実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準等の改善に係る実施計画を了承し、検討を進めている。

（実プラントのデータによる破壊靱性に係る対応）

中性子照射の影響を受ける原子炉圧力容器の加圧熱衝撃評価について、事業者から提出されたデータが蓄積されつつあることから、原子力規制庁は、第60回技術情報検討会（令和5年7月27日）において、蓄積されたデータを用いた技術的検討の結果として、破壊靱性温度移行量と関連温度移行量がほぼ等価であるとする「原子炉圧力容器加圧熱衝撃試験実施委員会（発電設備技術検査協

会)」の結果¹と大きな方向性を共有するものの、破壊靱性温度移行量の方が関連温度移行量より若干小さくなるという傾向とはやや異なる傾向となったことを報告し、引き続き検討を行うこととした。

原子力規制庁は、第72回技術情報検討会（令和7年5月28日）において、同委員会の結果とやや異なる傾向となった要因が国内監視試験データと国内外試験炉データの機械的性質の差異にあるのではないかとの観点から、原子力規制庁、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び事業者において検討がなされたが、その要因を特定するには至らなかったことを報告するとともに、引き続き関連する国際会議及び国際機関における会合への参加、海外規制機関との技術会議の開催等により海外情報の収集を行い、本件に係る安全研究を新たに行うこととした。技術情報検討会の結果は、令和7年度第16回原子力規制委員会（令和7年6月25日）で報告を受けた。

（原子力発電所における高エネルギーアーク損傷に係る対応）

平成23年3月11日に東北電力女川原子力発電所1号機で発生した高エネルギーアーク損傷（HEAF:High Energy Arcing Fault。以下「HEAF」という。）による高圧電源盤のアーク火災を受け、原子力規制庁はHEAFに関する安全研究を進めてきた。

HEAFは、第一段階の爆発現象と第二段階のアーク火災から構成される。第二段階への対応については、研究成果を踏まえ、平成29年度第25回原子力規制委員会（平成29年7月19日）において、「高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」（以下「HEAF審査ガイド」という。）の制定を決定するとともに、同年8月8日、アーク火災の発生防止に係る規則等を改正した。

これを踏まえ、事業者は実機におけるアーク火災防止策として、HEAF発生時のアークエネルギーを25MJ以下に制限した。HEAF審査ガイドでは、HEAF発生時に周囲の電気盤へ影響を及ぼす可能性がある範囲の目安として水平距離2.5mを示しているが、その後の原子力規制庁の安全研究により、アークエネルギーが25MJ以下であれば、この2.5mという距離は、第一段階の爆発現象による影響範囲（ZOI）を考慮しても十分に保守的な値であり、追加の対策は必要ないことが

¹ 溶接部等熱影響部信頼性実証試験に関する調査報告書〔原子炉圧力容器加圧熱衝撃試験〕総まとめ版、平成4年3月、発電設備技術検査協会

確認された。

この確認結果は、第 72 回技術情報検討会（令和 7 年 5 月 28 日）に報告され、原子力発電所における HEAF への対応は完了した。また、これらの内容は、令和 7 年度第 16 回原子力規制委員会（令和 7 年 6 月 25 日）で報告を受けた。

（ドイツにおける溶融クリアランスに係る対応）

原子力発電所から発生した金属廃棄物を放射線管理区域内に設置した溶融炉で溶融・インゴット化した上で、クリアランス制度に基づき再利用する「溶融クリアランス」が福井県において検討されている。

原子力規制庁は、安全研究の一環として、溶融クリアランスの実績を有するドイツの溶融処理事業者の取組を調査した。本調査においては、放射能濃度の適切な評価の観点から、金属スクラップの溶融処理に際し、他の顧客の金属スクラップとの混合を避け、1つのコンテナに収納されたものに限定して処理していること等を報告した。これらの知見については、溶融クリアランスに係る規制対応を想定したクリアランス審査基準の改正（令和 7 年 6 月 25 日第 16 回原子力規制委員会決定）に向けた検討において活用した。

また、本調査結果については、第 74 回技術情報検討会（令和 7 年 7 月 31 日）に報告され、安全研究において溶融クリアランスに係る諸外国の事例調査等を継続することとした。さらに、同検討会の結果について、令和 7 年度第 27 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 27 日）において報告を受けた。

（炉安審・燃安審火山部会の審議）

第 14 回火山部会（令和 7 年 11 月 14 日）において、九州電力、日本原燃株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社のそれぞれが監視対象としている火山の活動状況に変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。

また、同部会で、第 74 回技術情報検討会（令和 7 年 7 月 31 日）で取り上げた知見 1 件を報告し、規制上の対応の要否に関する助言を受けた。

（炉安審・燃安審地震・津波部会の審議）

原子力規制庁は、炉安審及び燃安審第 5 回地震・津波部会（令和 7 年 6 月 20 日）において、第 65 回から第 71 回技術情報検討会で取り上げた知見 5 件を報

告した。具体的には、「震源を特定せず策定する地震動の標準応答スペクトルの妥当性確認—2018年から2022年の観測記録の追加—」、「屈曲部を有する横ずれ断層地震による津波について」、「日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和6年8月版）について」、「令和6年能登半島地震に関する現地調査報告」、及び「2024年1月1日に発生した能登半島地震の知見の収集結果」の5件である。

（国際会議への参画等）

原子力規制委員会は、IAEAやOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）の各種会合への出席や専門職員の派遣等を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓等を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報発信や意見交換を行った。

令和7年度は、IAEAの安全基準委員会（CSS）、原子力安全基準委員会（NUSSC）、廃棄物安全基準委員会（WASSC）、輸送安全基準委員会（TRANSSC）、放射線安全基準委員会（RASSC）、緊急事態の準備と対応基準委員会（EPRaSC）及び核セキュリティガイダンス委員会（NSGC）等の国際会合に専門職員を出席させ、我が国で得られた最新の知見等を踏まえた議論を行い、国際的な基準の策定、共通認識の形成に貢献した。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

令和4年度第84回原子力規制委員会（令和5年3月29日）において了承した「今後の事故の調査・分析の進め方」に基づき、東京電力による事故調査・分析の進捗状況を確認し、東京電力等と必要に応じて連携を図りながら計12回の現地調査を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会（以下「事故分析検討会」という。）を4回開催し、1号炉IC（非常用復水器）に関する分析、1号炉原子炉格納容器ペDESTALで確認されたコンクリート損傷に係る調査等について検討を行った。

1号炉ICについては、事故時の挙動、捜査履歴、系統構成、原子炉圧力の推移、ICに係る東京電力調査報告書の内容等の情報を整理し、A系ICタンク保有水が津波来襲後に20トン程度減少した原因について分析を行った。

その結果、

- ・ A系ICタンクの保有水が減少した時期について、事故発生から平成23年3

月 23 日までの期間は原子炉への注水がほとんどできていなかったと考えられており、炉心では水蒸気が不足していた可能性が高く、この期間にこの保有水の減少が起きたとは考えにくいこと、及び同日から始まった給水系統を経由した原子炉への注水により原子炉内に水蒸気が発生し始めた可能性が高いことから、同日以降に保有水が減少した可能性が高いこと

- ・当該タンクの保有水が減少したメカニズムについて、同日以降の原子炉への注水による水蒸気の発生により原子炉圧力容器及び格納容器の圧力が上昇し、A 系 IC 配管へ一部の水蒸気が流入することにより、IC の除熱機能が一時的に回復したことで当該タンク保有水が減少した可能性があること

が示された。

ペDESTAL 壁内側下部で見られたコンクリート損傷については、1 号機ペDESTAL コンクリートの模擬供試体から採取したセメント試料について分析を行った。その結果、試料を一定速度で加熱昇温した条件では、セメント組織構造の大きな変化は見られなかったものの、高温状態から除熱降温し常温になる条件においては、試料中にケイ酸二カルシウムが生成されるとともにその結晶構造が β 型から γ 型に構造相転移することで粉末化 (Dusting 現象) が生じていることが示唆された。そのため、実際のペDESTAL コンクリート中のセメントにおいても Dusting 現象が生じたことが推定された。

上記を始めとする調査・分析の成果を「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ (2025 年版)」として第 52 回事故分析検討会 (令和 7 年 9 月 4 日) にて取りまとめた。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながるないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

【基本的な対応】

- 設置法により平成25年に改正した原子炉等規制法により、いわゆるバックフィット制度を原則化した。
- 規制基準については、安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて、継続的に見直すこととしている。
- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」及び「核燃料施設等の新規制基準後の適合確認のための審査の進め方について」に基づき審査することとした。

【令和7年度に講じた主な措置】

（実用発電用原子炉及び核燃料施設等の主な措置等）

原子力規制委員会は、令和7年度において、実用発電用原子炉については、主に以下の措置等を行った。

- ・北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合に係る設置変更許可
- ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉の特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の一部認可
- ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号炉の特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の一部認可
- ・東北電力女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の認可
- ・東北電力女川原子力発電所2号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設計及び工事の計画の認可
- ・日本原子力発電東海第二発電所のHEAF対策に係る設計及び工事の計画の認可

また、核燃料施設等については、主に以下の措置等を行った。

- ・ 国立研究開発法人大洗原子力工学研究所の廃棄物管理施設の新規制基準適合に係る保安規定の変更認可
- ・ グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の一部の認可

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)